

4. 成年後見

ご家族の中に高齢にともない判断能力が衰えてきた方がいらっしゃる、あるいは将来的に自己の判断能力が衰えてきた時に財産管理を任せられる身内がない、といったお悩みを抱えている場合、または、判断能力が衰えてしまった方の名義になっている不動産等を売却したいが、本人単独では契約することができない場合には成年後見制度を利用することをおすすめします。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

①法定後見制度

法定後見には、判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3種類があります。家庭裁判所が選任した成年後見人（保佐人、補助人）が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約をしたり、本人がした契約に同意を与えたりする制度です。

②任意後見制度

任意後見制度とは、本人の判断能力が十分なうちにあらかじめ自分が選んだ後見人になってもらう人と「任意後見契約」という契約を結んでおいて、判断能力が衰えたときに後見人になってもらう制度です。法定後見と違って、代理権の範囲をあらかじめ自分で決めておくことができます。